都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1．就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)							(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)									(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)							(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
62	62	54	52	25	15	14	54	57	3	11	20	20	3	1	56	0	2	2	3	39	12	7	0	3	0	9	9	25	3	54	33	17	19	19
東京都	千代田区	○	○				○	○							○					○								○		○				
東京都	中央区	○	○				○	○							○					○										○				
東京都	港区	○	○				○	○							○					○								○		○		○		
東京都	新宿区	○	○	○		○		○		○					○									○				○		○				
東京都	文京区	○	○	○			○	○							○						○					○	要保護にあたる児童・生徒に関してはケースワーカーを通じて提出を受け付けている。	○		○	○			
東京都	台東区	○	○				○	○			○	・就学時健康診断通知書送付の際に案内書類を送付 ・毎年4月に全児童生徒を対象として、学校を通して申請書を配布			○											○	・区立小中学校通学者：全員が学校へ提出 ・区立外小中学通学者：希望者のみ教育委員会学務課へ提出	○		○	○		○	就学時健康診断の通知等を郵送する際に、案内を同封している。
東京都	墨田区	○	○				○	○		○					○						○									○	○			
東京都	江東区	○		○			○	○							○							○								○		○		
東京都	品川区	○	○	○			○	○							○					○										○	○	○		
東京都	目黒区	○	○				○	○		○							○	最終締切日(2月末日)まで随時申請を受け付けているが、夏季休業日の開始日後に申請があった場合は申請月分から支給。 転入者については、転入から1カ月以内に申請があった場合は、転入日分から支給。		○							○	・令和6年度の申請より、びったりサービスを使用したオンライン電子申請も可能としている	○		○				
東京都	大田区	○	○				○	○			○	在籍校から転入出者へ就学援助制度の案内を配布。			○					○		○								○		○		
東京都	世田谷区	○	○				○	○			○	転入手続時に児童・生徒がいる世帯に案内を配布しています。 また、教育委員会の保護者あてメール配信サービスを活用して周知を行っています。					○	基本的にはウ．ですが9月までの申請は年度当初に遡及して認定しています。								○	小学校1年生及び中学校1年生は希望の有無にかかわらず「希望調書」を全員提出とし、申請の意思確認を行っています。1年生以外（在校生）は希望者のみ提出としています。提出先は学校もしくは教育委員会となります。	○		○		○	○	・小学校1年生及び中学校1年生は希望の有無にかかわらず「希望調書」を全員提出とし申請の意思確認を行っています。また、申請時に中身の見えない提出用封筒を用いることで申請に対する抵抗感を軽減しています。 ・一度申請を行うと卒業までの間は原則として再度の申請を不要とし、年度ごとの提出を省略することで申請漏れを防止しています。 ・24時間のオンライン手続きによる申請及び申請内容の変更を受付しており、手続きに関する保護者の負担を軽減しています。 ・転入手続時に児童・生徒がいる世帯に案内を配布しています。 ・教育委員会の保護者あてメール配信サービスを活用して周知を行っています。
東京都	渋谷区	○					○	○							○						○									○	○			
東京都	中野区	○	○				○	○							○							○											○	申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出する。
東京都	杉並区	○	○	○			○	○			○	当区立学校以外の国公立小中学校に入学した小1・中1及び前年度申請のあった児童生徒がいる世帯へ申請書を郵送。			○						○		○								○			○	外国語(英語、ネパール語、中国語、韓国語、ベトナム語)版の案内と書き方見本を作成
東京都	豊島区	○	○	○			○	○	○		○	ケースワーカーが児童生徒がいる生活保護世帯へ案内			○					○										○		○		
東京都	北区	○	○	○			○	○			○	転入後も区域外就学を継続する児童生徒がいる世帯には個別に制度案内を送付			○							○				○	区外の国公立校や区域外就学をしている場合は教育委員会の窓口または郵送で申請受付			○		○		
東京都	荒川区	○	○	○			○	○							○							○								○			○	区内小中学校に通う全児童生徒に配布している申請書様式は「希望調査」も兼ねており、申請を希望しない者は「希望しない」と回答する必要があるため、保護者の意思が確認できている。

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																		
		1．就学援助制度の周知方法																																		
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)						(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けて おり、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けて おり、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
82	62	54	52	25	15	14	54	57	3	11	20	20	3	1	56	0	2	2	3	39	12	7	0	3	0	9	9	25	3	54	33	17	19	19	
東京都	板橋区	○	○	○	○	○	○	○							○											○	両面刷り(表面：希望調書、裏面：申請書)の書類を全児童に配布。全員が学校へ就学援助の希望の有無を記載した希望調書を提出。新規希望者のみ裏面の申請書も記載し提出している。	○		○	○	○		
東京都	練馬区	○	○		○	○	○	○							○					○								○		○	○		○	就学援助周知用の資料について、外国語版を用意
東京都	足立区	○	○	○			○	○							○					○										○	○		○	ホームページや広報にも制度概要を記載
東京都	葛飾区	○	○				○	○							○					○										○				
東京都	江戸川区	○	○				○	○							○							○								○			○	外国語(英語、中国語、韓国語)版のお知らせを作成し、希望者に配布
東京都	八王子市	○	○	○			○	○			○	昨年度申請実績のある八王子市立学校以外(国・都・私立中や市外の公立校)の在籍者に対して書類を送付			○							○								○		○		
東京都	立川市	○	○	○		○		○							○						○							○		○	○	○		
東京都	武蔵野市	○	○	○		○	○	○							○					○										○	○	○		
東京都	三鷹市	○	○				○	○		○					○				○							○	区域外就学者のみ申請書を教育委員会へ提出	○		○	○	○		
東京都	青梅市	○	○				○	○							○						○							○		○	○		○	外国語およびやさしい日本語のチラシを作成し、支援を必要としている人に対して窓口または学校にて配布。
東京都	府中市	○	○			○	○	○			○	メール配信			○						○									○	○	○	○	ホームページ、広報紙、メール配信、新小学一年生の保護者説明会での資料配布、市内保育所・幼稚園でのポスター掲示、外国籍世帯へ外国語支援員から就学援助の制度説明等
東京都	昭島市	○	○	○			○	○	○	○					○					○										○	○			
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○			○	庁内の関係部署と連携し、制度案内等を児童・生徒の保護者へ配布			○					○						○	学校に提出があった場合も、学校から教育委員会へ送付するように学校へ指示している。	○		○	○		○	外国語(英語・中国語)の案内を作成
東京都	町田市	○	○	○		○	○	○		○	○	メール配信サービスで就学援助制度の周知を行っている			○						○					○	申請を希望する者がオンラインフォームで申請する。	○		○	○			
東京都	小金井市	○	○			○	○	○							○					○										○	○		○	毎年度始業式・入学式の日に学校から制度のお知らせを配布しているが、秋頃に再度学校からスクールメール等で制度周知を図っている。
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○						○				○									○		○				
東京都	日野市	○	○				○	○			○	市公式LINE			○					○										○		○		
東京都	東村山市	○	○			○	○	○		○	○	ケについて補足：就学時健康診断の案内送付の際に、就学援助制度の書類を同封して送付。 庁舎内に案内を掲示。 保護者が学校から連絡を受けるアプリに情報を掲載。教育部発行の冊子に案内を掲載。			○					○										○	○	○	○		
東京都	国分寺市	○	○	○		○	○	○			○	毎年4月に学校から申請書を配布後、7月に改めて制度案内の書類を学校から保護者宛にメール配信などで配布している。			○							○							○		○	○		
東京都	国立市	○	○		○		○	○			○	SNS、学校配信メールサービス			○					○								○		○	○		○	学校配信メールで周知している。 申請対象年度を限定し、一度申請いただければ複数年有効としている。また、更新が必要な世帯に対しては、その旨の通知を送付している。
東京都	福生市	○	○	○			○	○							○									○						○	○	○		
東京都	狛江市	○	○		○		○	○							○					○										○	○			
東京都	東大和市	○	○		○		○	○			○	庁内関係課の窓口に申請書を設置			○					○										○	○			
東京都	清瀬市	○	○	○			○	○		○					○					○										○	○		○	子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携により、制度の認知が浸んでいないと思われる世帯へ直接案内を行っているほか、電子申請の方法に困難がある場合は窓口にて補助を行うことができる旨を通知文に明記している。
東京都	東久留米市	○	○		○		○	○							○					○										○	○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1．就学援助制度の周知方法																																
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
62	62	54	52	25	15	14	54	57	3	11	20	20	3	1	56	0	2	2	3	39	12	7	0	3	0	9	9	25	3	54	33	17	19	19
東京都	武蔵村山市	○	○		○		○	○			○	○小学校入学のしおりに制度を記載 ○転入手続き時に、市民課で就学援助制度の案内を配布			○					○										○	○			
東京都	多摩市	○	○	○	○	○	○	○							○						○			○						○	○		○	市立小・中学校の全児童・生徒に申請書を配布している。
東京都	稲城市	○	○		○		○	○			○	生活保護または昨年度認定を受けていた世帯で、今年度申請書を提出していない世帯に、申請の勧奨のためお知らせ及び申請書を住基上の住所へ送付いたしました。			○					○								○		○	○			
東京都	羽村市	○	○		○		○	○							○				○	○	○									○		○		
東京都	あきる野市	○	○				○	○							○					○								○		○	○			
東京都	西東京市	○	○	○			○	○		○					○					○								○		○	○		○	4月に全校児童生徒へ申請書を配布するほか、学校から保護者へリマインドメールの送信を依頼。
東京都	瑞穂町	○	○		○		○	○							○						○								○	○				
東京都	日の出町	○	○	○			○	○							○					○										○	○			
東京都	檜原村						○	○							○					○													○	案内用紙には色用紙を使用
東京都	奥多摩町	○					○	○							○					○														
東京都	大島町		○				○	○							○					○								○						
東京都	利島村									○			○							○										○	○			
東京都	新島村	○	○												○					○														
東京都	神津島村					○		○		○					○					○								○		○				
東京都	三宅村										○	学校経由で全児童生徒保護者へ案内書面を送付。	○							○								○						
東京都	御蔵島村										○	村で必要な補助を行っているため、保護者への周知は積極的に行っていない			○					○													○	未就学児、児童生徒数が少なく、個別の状況を把握可能であるため特に実施していない
東京都	八丈町	○		○	○		○	○			○	就学時健康診断の際に、会場で他の書類と同封し配布している。			○					○										○	○		○	令和6年度分については、案内及び申請用紙一式を八丈町の封筒に入れ配布した。（例年は申請用紙のみ配布していた）
東京都	青ヶ島村		○	○	○		○						○							○								○	○	○				
東京都	小笠原村							○						○						○								○						

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定個数が増え、支給後に転居した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
62	62	53	0	5	1	2	1	1		53	0	0	0	0	0	0	0	1	1	19	32	0	42	41	23	15	5	2	3	0	16	13	13	0	1	0	2	0	2	2
東京都	千代田区	○								○											○		○	○							○									
東京都	中央区	○								○								○					○									○	次年度就学予定の児童がいる世帯に対し、案内と申請書を送付。								
東京都	港区	○								○										○			○								○									
東京都	新宿区	○								○											○			○	○															
東京都	文京区	○								○											○		○	○	○															
東京都	台東区	○								○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知等を郵送する際に、案内を同封している。								
東京都	墨田区	○								○										○			○	○							○									
東京都	江東区	○								○											○		○		○															
東京都	品川区	○								○										○			○	○	○						○									
東京都	目黒区	○								○											○		○	○	○															
東京都	大田区	○								○											○		○	○							○									
東京都	世田谷区	○								○										○			○	○							○	○	教育委員会の保護者あてメール配信サービス（区立幼稚園保護者向け）及び子ども家庭支援担当部署が実施するひとり親家庭あてのメール配信サービスを活用して周知を行っています。								
東京都	渋谷区	○								○											○			○								○	入学前支給のお知らせと申請書を小学校入学前の児童がいる家庭に直接送付								
東京都	中野区	○								○											○		○	○	○															
東京都	杉並区	○								○											○				○							○	就学時健康診断の案内とともにお知らせを配布								
東京都	豊島区	○								○											○		○	○	○						○									
東京都	北区	○								○											○		○		○															
東京都	荒川区	○								○										○				○	○															

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																								
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																								
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の裏面に記載又は就学案内の裏面とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他									
62	62	53	0	5	1	2	1	1	53	0	0	0	0	0	0	0	1	1	19	32	0	42	41	23	15	5	2	3	0	16	13	13	0	1	0	2	0	2	2		
東京都	板橋区	○							○											○		○	○		○																
東京都	練馬区	○							○											○		○	○		○	○															
東京都	足立区	○							○										○			○	○							○											
東京都	葛飾区	○							○										○			○	○							○											
東京都	江戸川区	○							○											○		○	○							○											
東京都	八王子市	○							○											○		○	○	○						○	○	域内の幼稚園や保育所にポスターを掲示									
東京都	立川市	○							○											○		○	○	○																	
東京都	武蔵野市	○							○											○		○	○	○		○															
東京都	三鷹市	○							○											○		○	○		○																
東京都	青梅市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知に案内と申請書を同封して郵送									
東京都	府中市	○							○											○		○	○				○			○											
東京都	昭島市	○							○											○		○	○	○																	
東京都	調布市	○							○										○			○	○							○	○	就学時健康診断通知書とともに案内・申請書を送付									
東京都	町田市	○							○											○		○		○						○											
東京都	小金井市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断のお知らせに同封して郵送									
東京都	小平市	○							○										○			○	○	○	○	○				○											
東京都	日野市	○							○										○			○	○		○						○	市公式LINEにて申請が始まる8月上旬に案内を周知し、HPへ誘導する。									
東京都	東村山市	○							○										○			○						○			○	就学時健康診断の案内送付の際に、就学援助制度の書類を同封して送付。									
東京都	国分寺市	○							○										○			○	○	○		○															
東京都	国立市	○							○										○			○	○		○																
東京都	福生市	○							○											○		○	○	○																	
東京都	狛江市	○							○											○		○			○																
東京都	東大和市	○							○										○						○																
東京都	清瀬市	○							○									○				○	○								○	就学時健康診断受診のお知らせに同封して配布している。									
東京都	東久留米市	○							○										○			○	○		○																

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																										
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他									
62	62	53	0	5	1	2	1	1	53	0	0	0	0	0	0	0	1	1	19	32	0	42	41	23	15	5	2	3	0	16	13	13	0	1	0	2	0	2	2
東京都	武蔵村山市	○							○										○						○														
東京都	多摩市	○							○										○					○	○														
東京都	稲城市	○							○											○		○	○		○														
東京都	羽村市	○							○											○			○	○															
東京都	あきる野市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の案内に同封し、郵送で配付する。								
東京都	西東京市	○							○										○			○	○	○				○		○									
東京都	瑞穂町	○							○											○		○	○	○	○														
東京都	日の出町	○							○											○			○	○	○														
東京都	檜原村			○																														○					
東京都	奥多摩町	○							○											○					○	○													
東京都	大島町	○							○										○				○				○	○											
東京都	利島村					○																																	
東京都	新島村			○																																○			
東京都	神津島村			○																																		○	村内の状況を鑑み、制度に必要性を感じないため。
東京都	三宅村			○																																		○	小規模自治体のため1学年で10人～20人の児童・生徒数であることから、各家庭の家族構成や経済状況をおおよそ把握可能であり、また、入学前支給の要望もないため。
東京都	御蔵島村				○																																		
東京都	八丈町						○	例年入学前支給を行なっている。（12月申請受付、2月末支給。）今回は該当者がいなかったため実施しなかった。																															
東京都	青ヶ島村					○																																	
東京都	小笠原村			○																																○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		
62	62	54	0	5	1	2	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	16	34	0	1	0	2	0	2	2	
東京都	千代田区	○							○											○								
東京都	中央区	○							○								○											
東京都	港区	○							○										○									
東京都	新宿区	○							○											○								
東京都	文京区	○							○											○								
東京都	台東区	○							○											○								
東京都	墨田区	○							○										○									
東京都	江東区	○							○											○								
東京都	品川区	○							○											○								
東京都	目黒区	○							○											○								
東京都	大田区	○							○											○								
東京都	世田谷区	○							○										○									
東京都	渋谷区	○							○											○								
東京都	中野区	○							○											○								
東京都	杉並区	○							○											○								
東京都	豊島区	○							○											○								
東京都	北区	○							○											○								
東京都	荒川区	○							○										○									

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
62	62	54	0	5	1	2	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	16	34	0	1	0	2	0	2	2		
東京都	板橋区	○							○											○									
東京都	練馬区	○							○											○									
東京都	足立区	○							○										○										
東京都	葛飾区	○							○											○									
東京都	江戸川区	○							○											○									
東京都	八王子市	○							○											○									
東京都	立川市	○							○											○									
東京都	武蔵野市	○							○											○									
東京都	三鷹市	○							○											○									
東京都	青梅市	○							○											○									
東京都	府中市	○							○											○									
東京都	昭島市	○							○											○									
東京都	調布市	○							○									○											
東京都	町田市	○							○											○									
東京都	小金井市	○							○											○									
東京都	小平市	○							○										○										
東京都	日野市	○							○										○										
東京都	東村山市	○							○								○												
東京都	国分寺市	○							○										○										
東京都	国立市	○							○										○										
東京都	福生市	○							○											○									
東京都	狛江市	○							○											○									
東京都	東大和市	○							○										○										
東京都	清瀬市	○							○									○											
東京都	東久留米市	○							○										○										

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		
62	62	54	0	5	1	2	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	16	34	0	1	0	2	0	2	2	
東京都	武蔵村山市	○							○										○									
東京都	多摩市	○							○										○									
東京都	稲城市	○							○											○								
東京都	羽村市	○							○											○								
東京都	あきる野市	○							○											○								
東京都	西東京市	○							○										○									
東京都	瑞穂町	○							○											○								
東京都	日の出町	○							○											○								
東京都	檜原村			○																		○						
東京都	奥多摩町	○							○											○								
東京都	大島町	○							○										○									
東京都	利島村					○																						
東京都	新島村			○																				○				
東京都	神津島村			○																						○	村内の状況を鑑み、制度に必要性を感じないため。
東京都	三宅村			○																						○	小規模自治体のため1学年で10人～20人の児童・生徒数であることから、各家庭の家族構成や経済状況をおおよそ把握可能であり、また、入学前支給の要望もないため。
東京都	御蔵島村				○																							
東京都	八丈町	○							○										○									
東京都	青ヶ島村					○																						
東京都	小笠原村			○																				○				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における事要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																						（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割）又は所得等の額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																								倍	倍				
62	62	51	36	31	31	32	39	15	6	27	26	5	4	8	19	22	32	2	0	9	9	56	0	9	4	62
東京都	千代田区	○															○					1.3				10%未満
東京都	中央区	○	○	○	○	○	○										○					1.2				10%未満
東京都	港区						○										○					1.2			18歳未満の子どもが3人以上いる場合、1.31倍	15%未満
東京都	新宿区	○	○													○						1.2				20%未満
東京都	文京区	○														○						1.67				10%未満
東京都	台東区	○														○						1.26				20%未満
東京都	墨田区	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1.3				20%未満
東京都	江東区	○															○					1.18				15%未満
東京都	品川区																○					1.25				15%未満
東京都	目黒区	○			○		○										○			○	○	1.2		・災害等を受け学用品等の購入に不自由している（申請日から遡って半年以降の災害が対象）		10%未満
東京都	大田区	○															○					1.4				20%未満
東京都	世田谷区	○															○				○	1.4		生活保護の基準額に14倍の係数を掛けたものを就学援助費の全費目での認定基準とし、2.06倍の係数を掛けたものを給食費のみの認定基準としています。なお、令和6年度は世田谷区立学校の学校給食費無償化を実施しているため、2.06倍の係数による審査（給食費のみの認定）は世田谷区立学校以外に在籍する児童・生徒のみ対象としています。		20%未満
東京都	渋谷区															○						1.2				15%未満
東京都	中野区	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○						1.3				20%未満
東京都	杉並区	○															○			○		1.3				15%未満
東京都	豊島区	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.2				15%未満
東京都	北区						○										○					1.2				20%未満
東京都	荒川区	○															○					1.2			第68次生保基準の1.2倍の同等額としている。	20%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																					（2）(1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）(1)でソに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要綱算定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（4）(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容		令和5年度
62	62	51	38	31	31	32	39	15	6	27	26	5	4	8	19	22	32	2	0	9	9	56	0	9	4	62
東京都	板橋区															○						1.26				25%未満
東京都	練馬区	○	○		○	○	○								○		○					1.2				15%未満
東京都	足立区	○					○										○					1.2				30%未満
東京都	葛飾区	○					○									○				○		1.2			準要保護（一般）は1.2倍、準要保護（費目認定）は1.3倍	20%未満
東京都	江戸川区	○															○					1.25				20%未満
東京都	八王子市	○	○	○	○	○	○										○					1.25				15%未満
東京都	立川市	○					○									○						1				15%未満
東京都	武蔵野市	○					○										○					1.5				10%未満
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○							○		○					1.15				10%未満
東京都	青梅市																○					1				15%未満
東京都	府中市	○	○	○		○	○			○	○				○		○			○		1.5				10%未満
東京都	昭島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○	1.64		児童生徒の在籍する小中学校長の意見書により、教育委員会が特別の事情があると認める者		20%未満
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.1				10%未満
東京都	町田市																○					1.1				15%未満
東京都	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.5				10%未満
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.1				10%未満
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○		1.3				15%未満
東京都	東村山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					○	1.4		・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者 ・離婚、または生計者の死亡、倒産等により当該年中の収入が著しく減少すると見込まれる世帯に属する者 ・災害その他特別の事情により、教育委員会が特に認める世帯に属する者		15%未満
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.2				10%未満
東京都	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				15%未満
東京都	福生市	○	○														○					1				20%未満
東京都	狛江市	○	○	○	○	○				○	○					○						1.4				10%未満
東京都	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○					1.45				15%未満
東京都	清瀬市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.1			(7)について、「保護者」の定義は事業の根拠規定には明記がないが、支給可否に疑義が生じたときは学校教育法による定義を踏まえ判断している。	20%未満
東京都	東久留米市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.4				10%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われていると認められる者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円））（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要綱算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																							倍	倍			
62	62	51	38	31	31	32	39	15	6	27	26	5	4	8	19	22	32	2	0	9	9	56	0	9	4	62
東京都	武蔵村山市																○					1.1				15%未満
東京都	多摩市	○															○					1.4				10%未満
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		1.7				15%未満
東京都	羽村市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		1				20%未満
東京都	あきる野市			○	○	○	○			○	○							○			○	1.5		①障害者、未成年者若しくは寡婦又はひとり親（寡夫・特別寡婦・未婚のひとり親も含む）であることにより、市町村民税が非課税の家庭 ②福祉事務所長、学校長又は民生委員の意見により教育委員会が特に認めるもの		15%未満
東京都	西東京市	○	○				○										○				○	1.5		・当該年度において、火災や水害等により財産に著しい損害を受けた		10%未満
東京都	瑞穂町															○						1.5				20%未満
東京都	日の出町	○	○		○	○	○			○	○					○					○	1.5		該当要件以外で教育委員会が認める者		10%未満
東京都	檜原村	○	○														○					1.4				10%未満
東京都	奥多摩町	○	○	○										○		○						1.5				15%未満
東京都	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○			保護者及び生計を一にする全員の所得が一定の基準以下の者		15%未満
東京都	利島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○											10%未満
東京都	新島村	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	0.9		特別の事情により、現年度において生活困窮をきたしているもの		10%未満
東京都	神津島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○											15%未満
東京都	三宅村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												15%未満
東京都	御蔵島村			○		○																				0%未満
東京都	八丈町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				15%未満
東京都	青ヶ島村	○	○				○													○						0%未満
東京都	小笠原村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○				1.4				5%未満

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

(1)費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										(2)補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	0	0	1	1	1	58	58	1	18	60	0	0	0	0	0	60	60	0	5	37	35	35	1	1	1	0	0	1	12	30	21	21	7	7	7	2	2	0	3	34	9	9	13	13	13	12	12	0	1	10	0	0	1	1	1	8	8	1	3	22
東京都	武蔵村山市	○						○	11640			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	26478																○						○	14000			
東京都	多摩市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							令和5年度支払い実績なし	○	○	6099																												
東京都	稲城市	○						○	11630			○						○	54060			○								○	公共の交通機関を使用している場合は実費支給だが令和5年度は支給実績なし。	○	○	33693																														
東京都	羽村市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	29181																												
東京都	あきる野市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○	○	27622																												
東京都	西東京市	○						○	11630			○						○	57060		令和6年度増額のため、前年度に前倒し支給を受けている者は差額(3,000円)を支給	○	○	0							令和5年度実績なし	○	○	5688									○	○	15671																			
東京都	瑞穂町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	36718							令和6年度予算計上単価																						
東京都	日の出町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	72330																																					
東京都	檜原村	○						○	11630			○						○	57060													○	○	27875																												
東京都	奥多摩町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし																															
東京都	大島町	○						○	11420			○						○	40600													○	○	19452																												
東京都	利島村	○						○	11630			○						○	54060																																										
東京都	新島村	○						○	11630			○						○	57060																																										
東京都	神津島村	○						○	10000			○						○	20000																																										
東京都	三宅村	○						○	5550			○						○	9990																																										
東京都	御蔵島村																																																													
東京都	八丈町	○						○	11630			○						○	57060																							○						○	11000												
東京都	青ヶ島村																																																												令和6年度該当者なしのため支給なし
東京都	小笠原村	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	0																								

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |